

京丹波町「地域おこし協力隊」募集要項

1 趣旨

京丹波町の人口は1945年の26,986人をピークとして減少が続き、10年前との比較では3,230人減少しており、合わせて高齢化も進んでいることから、集落機能の維持が困難な地域も生じつつある状況となっています。

また、人口減少に伴い空き家が増加している状況で、安全対策も含め管理と活用が地域の新たな課題となっています。

このことから、平成22年度に空き家情報バンク制度を創設し、移住希望者の受け入れ体制の整備や情報発信を行い、更に令和4年度からは移住を叶える支援として、住宅の改修や家財撤去の補助制度等も整備し取り組んでおりますが、これらの支援策等を十分に活用し、移住者の多様なニーズに対応しながら移住につなげるためには、人的な支援をさらに強化し、移住を希望する者との調整や地域とのマッチングを行う必要が生じており、本年度から新たに移住相談窓口を開設し、移住定住に向けた更なる取り組みを進め、地域の活性化を図っていくことといたしました。

つきましては、京丹波町への移住や、関係人口の創出、移住相談窓口の運営を委託するとともに、外部の新たな視点や発想により、地域の活性化に向けて活動いただく地域おこし協力隊を下記のとおり募集します。

2 配置先と主な活動等

配置先	活動（委託業務）の概要	募集人数
京丹波町 総務部 企画情報課	○移住定住促進及び関係人口創出にかかる活動 (1) 移住定住支援窓口における相談対応や運営サポート (2) 空き家情報バンクの運営や登録物件の情報収集 (3) 空き家の状況調査や新規登録物件の掘り起こし (4) 支援窓口専用ホームページの更新サポート (5) 振興会組織等の関係団体や自治会との連絡調整 (6) 移住定住促進に関する企画立案・実行 (7) その他、目的達成に資する業務	1名

3 募集条件

(1) 年齢 20歳からおおむね35歳までの方

(2) 性別 問いません。

(3) 居住地要件（現住所の所在地）

3大都市圏内の都市地域（※1）又は地方都市（条件不利地域（※2）は除く）にお住まいで、活動期間中、京丹波町に住民票を異動することができる方。

(4) 心身ともに健康で誠実に勤務できる方。

(5) 地域の活性化に意欲があり、地域が抱える課題解決に積極的に取り組むことができる方。

- (6) 普通自動車運転免許を所有又は取得見込みのある方。
- (7) パソコンの操作ができる方。(ワード・エクセルなど)
- (8) 任用終了後、京丹波町において起業・定住し、地域活動に参加する意欲がある方。
- (9) いずれも宅地建物取引業や空き家情報バンク運営経験者、宅地建物取引士の有資格者を優先します。ただし、未経験の方でも意欲のある方を歓迎します。

- ※1 3大都市圏の都市地域とは
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部
- ※2 条件不利地域とは
次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。
①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ②山村振興法
③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法
⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

4 業務実施場所・期間

- (1) 主な業務実施場所は、移住定住支援窓口を開設する道の駅「和」道路情報センター(坂原)とします。
- (2) 任用期間は、採用決定後、1箇月以内の日から令和8年3月31日までとし、1年ごとに業務委託の更新を判断します。

5 委託料等

- (1) 人件費：月額240,000円(社会保険料等の個人負担分を含む。)とし、1ヶ月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日あたり12,000円の日割り計算により支給するものとする。
- (2) 活動費：必要額を協議 *旅費・事務費・燃料費等実費

6 住居手当・公用車

- (1) 住居は町が紹介しますが、個人で調達することも可能。
家賃が町規定額を超える場合には超過分を隊員が負担することとします。
※転居費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。
- (2) 公用車は町が用意しますが、燃料費は隊員の活動費で負担することとします。

7 隊員活動等

- (1) 移住定住相談窓口業務
 - ①移住定住相談窓口開設時間内の相談業務等
 - ・開 設 日…原則週3日以上(火曜日は休館。月ごとに開設日を協議のうえ設定する。ただし、土・日曜日のいずれかは毎週開設)

- ・ 開設時間…午前 10 時～午後 4 時
- ・ 相談方式…対面、オンライン、現地案内等
- ・ 相談窓口業務で行う支援等の企画立案等

②空き家バンクの管理運營業務

- ・ 空き家の掘り起こしと所有者との調整
- ・ 空き家バンクの利用者への対応（内見や地域とのマッチング業務 等）

③関係人口等の創出に関する業務

- ・ 町が進める観光や地域イベントなどの事業と連携した事業等の立案や参画 等

(2) 委託業務の遂行状況を確認するため、前月分の活動報告書（領収書添付）を翌月 10 日までに町へ提出することとします。また、業務の改善等を行うため、面談による聞き取りを月 1 回以上行うこととします。

8 応募期間・応募方法等

(1) 応募期間 令和 6 年 5 月 20 日から

(2) 応募方法

下記書類を京丹波町総務部企画情報課移住定住推進係に郵送又は持参してください。

- 1) 京丹波町地域おこし協力隊応募用紙
- 2) 履歴書（6 箇月以内に撮影された写真（上半身・無帽・正面）を貼付ください。）
- 3) 住民票の写し
- 4) 普通自動車運転免許証の写し
- 5) レポート（A4 サイズで書式自由。パソコンでの作成可。）

レポートテーマ：【地域おこし協力隊としての活動目標】

応募動機やご自身の経験・能力を活動にどう生かすかなどを含めて 800 字程度で作成してください。文頭には、住所・氏名を記入ください。

※応募書類は返却しません。また、提出された個人情報については、その他の用途には使用しません。

9 審査方法

(1) 第 1 次審査

受付期間終了後、書類により 1 次審査を行います。可否の結果は、文書等で個別に通知します。

(2) 第 2 次審査

第 1 次審査合格者を対象に面接審査を行います。

日時、場所等については第 1 次審査結果通知で、対象の方へお知らせします。

(3) 最終審査結果の通知

第 2 次審査終了後、文書で個別に通知します。

※応募にかかる経費（申請書類・面接）はすべて応募者の負担になります。

10 応募先・問い合わせ先

京丹波町総務部企画情報課移住定住推進係

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

電話：(0771) 82-3801 FAX (0771) 82-2700

E-mail：kikaku30@town.kyotamba.lg.jp